

クレジット契約約款(その他)の改定について

2024年1月4日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジット契約約款（以下「約款」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、約款に定められた契約変更手続きまたは民法で認められた手続きに則り、お客さまとの間のクレジット取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象クレジット

- ①トヨタ(レクサス)クレジットSプラン(立替払方式)
- ②自動車教習クレジット(立替払方式)
- ③〈訓練費用〉トヨタクレジット(保証方式)
- ④自動車割賦販売(所有権留保方式)
- ⑤サービス代金等債務弁済契約
- ⑥奨学金制度

※①～⑥いずれにつきましても、いつ時点の約款でご契約いただいたかにかかわらず、全ての約款が本件変更の対象となります。

2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の約款が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

(1)上記1. ①のトヨタ(レクサス)クレジットSプラン(立替払方式)の契約条項

【2021年3月版、2021年5月版および2022年4月版】

※お申込者：お客さま、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第9条(費用等の負担)	第9条(費用等の負担)
(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者及び連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)お申込者は、お申込者又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込み)、お申込者又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、会社に対し別に支払うものとします。	(2)お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担または負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のもの、会社に対して支払います。
(3)お申込者又は連帯保証お申込者は、第3条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。	(3)お申込者は、第3条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。
(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。
(5)お申込者は、会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して第6条第(1)項①・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第6条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。

(6)お申込者又は連帯保証お申込者が販売店又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(6)お申込者が販売店又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 17 条(連帯保証お申込者)	第 17 条(連帯保証お申込者)
新設	(5)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 9 条が準用されることを承諾します。

(2)上記 1. ①のトヨタ(レクサス)クレジット S プラン(立替払方式)の契約条項【2019 年 7 月版および 2020 年 2 月版】

※お申込者：お客さま、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 9 条(費用等の負担)	第 9 条(費用等の負担)
(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者及び連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) お申込者は、お申込者又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 200 円(税抜き)、お申込者又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 200 円(税抜き)を、会社に対し別に支払うものとします。	(2)お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担または負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のものを、会社に対して支払います。
(3)お申込者又は連帯保証お申込者は、第 3 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。	(3)お申込者は、第 3 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。
(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円(税抜き)を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円(税抜き)を、別に支払うものとします。
(5)お申込者は、会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して第 6 条第(1)項①・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第 6 条第(1)項④号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(6)お申込者又は連帯保証お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(6)お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(7)お申込者又は連帯保証お申込者が販売店又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(7)お申込者が販売店又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 17 条(連帯保証お申込者)	第 17 条(連帯保証お申込者)
新設	(5)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 9 条が準用されることを承諾します。 ※2019 年 7 月版は「(4)」に新設します。

(3)上記 1. ①のトヨタ(レクサス)クレジット S プラン(立替払方式)の契約条項

【2014 年 4 月版、2015 年 10 月版、および 2017 年 4 月版】

※お申込者：お客さま、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 9 条(費用等の負担)	第 9 条(費用等の負担)

(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者および連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) お申込者は、お申込者または連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者または連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 200 円（税抜き）、お申込者または連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 200 円（税抜き）を、会社に対し別に支払うものとします。	(2)お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担または負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のものを、会社に対して支払います。
新設	(3)お申込者は、会社が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替できるサービスを自らの要請に基づき利用した場合には、当該サービスの利用回数 1 回につき会社が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、別に支払います。
(3)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者または連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者または連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円（税抜き）を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円（税抜き）を、別に支払うものとします。
(4)お申込者は、会社がお申込者または連帯保証お申込者に対して第 6 条第(1)項①・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第 6 条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(5)お申込者または連帯保証お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(6)お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(6)お申込者または連帯保証お申込者が販売店または会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。	(7)お申込者が販売店または会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 17 条(連帯保証お申込者)	第 17 条(連帯保証お申込者)
新設	(4)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 9 条が準用されることを承諾します。

(4)上記 1. ②の契約条項【2021 年 3 月版および 2022 年 4 月版】

※お申込者：お客さま、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 9 条(費用等の負担)	第 9 条(費用等の負担)
(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者及び連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)お申込者は、お申込者又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 220 円（税込み）、お申込者又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円（税込み）を、会社に対し別に支払うものとします。	(2)お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担し又は負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のものを、会社に対して支払います。
(3)お申込者又は連帯保証お申込者は、第 3 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき会社が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、会社に対し別に支払うものとします。	(3)お申込者は、第 3 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき会社が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、会社に対し別に支払うものとします。

(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、 お申込者 の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。
(5)お申込者は、会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して第7条第(1)項①・⑧号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第7条第(1)項④号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(6)お申込者又は連帯保証お申込者が教習所又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(6) お申込者 が教習所又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第12条(連帯保証お申込者)	第12条(連帯保証お申込者)
新設	(3)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第9条が準用されることを承諾します。

(5)上記1. ②の契約条項【2019年7月版、および2020年2月版】

※お申込者：お客さま、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第9条(費用等の負担)	第9条(費用等の負担)
(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者及び連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1) お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)お申込者は、お申込者又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき200円(税抜き)、お申込者又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税抜き)を、会社に対し別に支払うものとします。	(2) お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担し又は負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のもの、会社に対して支払います。
(3)お申込者又は連帯保証お申込者は、第3条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。	(3) お申込者は、第3条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、会社に対し別に支払うものとします。
(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、 お申込者 の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。
(5)お申込者は、会社がお申込者又は連帯保証お申込者に対して第7条第(1)項①・⑧号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第7条第(1)項④号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(6)お申込者又は連帯保証お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(6) お申込者 が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(7)お申込者又は連帯保証お申込者が教習所又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(7) お申込者 が教習所又は会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第12条(連帯保証お申込者)	第12条(連帯保証お申込者)
新設	(3)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第9条が準用されることを承諾します。 ※2019年7月版は「(2)」に新設します。

(6)上記1. ②の契約条項 【2015年10月版、および2017年4月版】

※お申込者：お客さま、会社：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第9条(費用等の負担)	第9条(費用等の負担)
(1)お申込者は、送金手数料等、お申込者および連帯保証お申込者の会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)お申込者は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他会社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) お申込者は、お申込者または連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞により会社がお申込者または連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき200円(税抜き)、お申込者または連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税抜き)を、会社に対し別に支払うものとします。	(2)お申込者が会社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、お申込者が当該債務を弁済するための費用を会社が負担または負担する場合には、お申込者は当該債務の弁済の費用であって会社所定のものを、会社に対して支払います。
新設	(3)お申込者は、会社が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替できるサービスを自らの要請に基づき利用した場合には、当該サービスの利用回数1回につき会社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払います。
(3)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者または連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者または連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。	(4)お申込者は、分割支払金の支払遅滞等、お申込者の責に帰すべき事由により会社がお申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。
(4)お申込者は、会社がお申込者または連帯保証お申込者に対して第6条第(1)項①・⑧号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)お申込者は、会社がお申込者に対して第6条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(5)お申込者または連帯保証お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(6)お申込者が会社に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、お申込者が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(6)お申込者または連帯保証お申込者が教習所または会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。	(7)お申込者が教習所または会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、お申込者は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第12条(連帯保証お申込者)	第12条(連帯保証お申込者)
新設	(2)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第9条が準用されることを承諾します。

(7)上記1. ③の訓練契約・保証委託契約共通条項 【2021年3月版、および2022年4月版】

※甲：訓練実施会社、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第3条(費用等の負担)	第3条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の甲又は丙に対する賦払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲又は丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) 乙は、乙又は連帯保証お申込者の賦払金の支払遅滞等により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円(税込み)、乙又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、別に支払うものとします。	(2)乙が甲又は丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲又は丙が負担し又は負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のものを、甲又は丙に対して支払います。

(3)乙又は連帯保証お申込者は、訓練契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、別に支払うものとします。	(3)乙は、訓練契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、別に支払うものとします。
(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（税込み）を、別に支払うものとします。	(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（税込み）を、別に支払うものとします。
(5)乙は、甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訓練契約条項第3条第(1)項①・⑧号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、甲又は丙が乙に対して訓練契約条項第3条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(6)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(6)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第7条(連帯保証お申込者)	第7条(連帯保証お申込者)
新設	(5)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第3条が準用されることを承諾します。

(8)上記1. ③の訓練契約・保証委託契約共通条項【2019年7月版、および2020年2月版】

※甲：訓練実施会社、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第3条(費用等の負担)	第3条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の甲又は丙に対する賦払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲又は丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)乙は、乙又は連帯保証お申込者の賦払金の支払遅滞等により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき200円（税抜き）、乙又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円（税抜き）を、別に支払うものとします。	(2)乙が甲又は丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲又は丙が負担し又は負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のもの、甲又は丙に対して支払います。
(3)乙又は連帯保証お申込者は、訓練契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、別に支払うものとします。	(3)乙は、訓練契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、別に支払うものとします。
(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円（税抜き）を、別に支払うものとします。	(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円（税抜き）を、別に支払うものとします。
(5)乙は、甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訓練契約条項第3条第(1)項①・⑧号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、甲又は丙が乙に対して訓練契約条項第3条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(6)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(6)乙が甲又は丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(7)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(7)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第7条(連帯保証お申込者)	第7条(連帯保証お申込者)

新設	(5)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第3条が準用されることを承諾します。 ※2019年7月版は「(4)」に新設します。
----	---

(9)上記1. ③の訓練契約・保証委託契約共通条項【2011年4月版、および2017年4月版】

※甲：訓練実施会社、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第3条(費用等の負担)	第3条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙および連帯保証お申込者の甲または丙に対する賦払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲または丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)乙は、乙または連帯保証お申込者の賦払金の支払遅滞等により甲または丙が乙または連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき200円(税抜き)、乙または連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税抜き)を、別に支払うものとします。 ※2011年4月版は「210円(うち税10円)」と規定しております	(2)乙が甲または丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲または丙が負担したまたは負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のものを、甲または丙に対して支払います。
新設	(3)乙は、甲または丙が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替できるサービスを自らの要請に基づき利用した場合には、当該サービスの利用回数1回につき甲または丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払います。
(3)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙または連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により甲または丙が乙または連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を別に支払うものとします。 ※2011年4月版は「1,050円(うち税50円)」と規定しております	(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲または丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。 ※2011年4月版は「1,050円(うち税50円)」と規定しております
(4)乙は、甲または丙が乙または連帯保証お申込者に対して訓練契約条項第3条第(1)項①・⑧号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、甲または丙が乙に対して訓練契約条項第3条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(5)乙または連帯保証お申込者が甲または丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(6)乙が甲または丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(6)乙または連帯保証お申込者が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。	(7)乙が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。
第7条(連帯保証お申込者)	第7条(連帯保証お申込者)
新設	(4)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第3条が準用されることを承諾します。

(10)上記1. ④の自動車割賦販売約款

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま

改定前	改定後
第16条(連帯保証人の義務)	第16条(連帯保証人の義務)
新設	3. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第20条が準用されることを承諾します。 ※2019年7月版は「2.」に新設します。
第20条(費用等の負担)	第20条(費用等の負担)
乙は、以下の費用等を負担します。 ①送金手数料等、甲に対する支払いに要する費用。	乙は、以下の費用等を負担します。 ①振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その

<p>②乙の都合により、甲が代金の支払いに関し再度金融機関等に対し口座振替の依頼をする場合の再振替手数料。</p> <p>③乙の都合により、甲が訪問集金を行う場合の訪問集金費用。</p> <p>④甲が、第7条1項①号に基づき実施する、書面による催告の費用。</p> <p>⑤前各号に消費税・地方消費税が課せられる場合には、その消費税・地方消費税額。</p> <p>⑥本条①号乃至④号の費用は、末尾に記載のあるものについては、その記載の額とします。</p>	<p>他甲に対する債務の弁済に要する費用。</p> <p>②乙が甲に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲が負担しまたは負担する場合には、当該債務の弁済の費用であって甲所定のもの。</p> <p>③乙の都合により、甲が訪問集金を行う場合の訪問集金費用。</p> <p>④甲が、第7条1項①号に基づき実施する、書面による催告の費用。</p> <p>⑤①号から④号までの費用に消費税・地方消費税が課せられる場合には、その消費税・地方消費税額。</p> <p>⑥①号から④号までの費用は、末尾に記載のあるものについては、その記載の額とします。</p>
---	---

(11)上記1. ⑤の債務弁済条項

※甲：販売店、乙：お客さま

改定前	改定後
第13条(費用等の負担)	第13条(費用等の負担)
<p>乙は、以下の費用等を負担します。</p> <p>①送金手数料等、甲に対する支払いに要する費用。</p> <p>②乙の都合により、甲が代金の支払いに関し再度金融機関等に対し口座振替の依頼をする場合の再振替手数料。</p> <p>③乙の都合により、甲が訪問集金を行う場合の訪問集金費用。</p> <p>④甲が、第3条1項①号に基づき実施する、書面による催告の費用。</p> <p>⑤前各号に消費税・地方消費税が課せられる場合には、その消費税・地方消費税額。</p> <p>⑥本条①号乃至④号の費用は、末尾に記載のあるものについては、その記載の額とします。</p>	<p>乙は、以下の費用等を負担します。</p> <p>①振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲に対する債務の弁済に要する費用。</p> <p>②乙が甲に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲が負担しまたは負担する場合には、当該債務の弁済の費用であって甲所定のもの。</p> <p>③乙の都合により、甲が訪問集金を行う場合の訪問集金費用。</p> <p>④甲が、第3条1項①号に基づき実施する、書面による催告の費用。</p> <p>⑤①号から④号までの費用に消費税・地方消費税が課せられる場合には、その消費税・地方消費税額。</p> <p>⑥①号から④号までの費用は、末尾に記載のあるものについては、その記載の額とします。</p>
第14条(連帯保証人の義務)	第14条(連帯保証人の義務)
<p>新設</p>	<p>3. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第13条が準用されることを承諾します。</p> <p>※2019年7月版は「2.」に新設します。</p>

(11)上記1. ⑥の保証委託契約約款 ※甲：学校法人トヨタ学園、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス

改定前	改定後
第8条(費用等の負担)	第8条(費用等の負担)
<p>(1) 乙は、債務の弁済費用を自ら負担するものとします。</p>	<p>乙は、本契約に関し、債務の弁済費用及びその他法令等に基づき当然に乙が負担を要しないものを除き丙の債権保全・実行に要した費用をすべて負担します。</p>
<p>(2)乙は、乙の分割返還金の支払遅滞等により丙が乙の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込み)、乙に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を丙に支払うものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>(3)乙は、分割返還金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を丙に支払うものとします。</p>	<p>削除</p>

(4)乙は、甲又は丙が乙に対して保証委託契約条項第5条第1項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	削除
(5)乙は、丙に対して支払う費用等に対して公租公課が課される場合及び変更される場合、当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	削除

以上